

小児医療費助成事業の県費補助の改善を求める意見書

少子化問題の改善の兆しが見えない中、小児医療費の負担は、子どもを育てる世帯にとって切実な問題であり、小児医療費助成事業については、年齢制限の引き上げ等、支援策の強化が強く求められている。

小児医療費助成事業は、少子化対策及び子育て支援対策のため神奈川県補助事業として開始され、従来神奈川県が費用の2分の1を負担し、残りの2分の1を県内市町村が一律に負担するという制度であったが、現在は、政令指定都市に対する神奈川県の補助率は4分の1に引き下げられ、他の市町村に対しては3分の1から2分の1の補助率となっており、格差も設けられている。

そもそも、政令指定都市の市民が他の市町村民と同様の県税負担をしている実態を考慮すれば、このような格差は川崎市を始めとした政令指定都市の市民の理解を得ることができず、県内自治体の間で補助率に格差を設けるべきではない。

よって、県におかれては、県税負担の実態を踏まえ、また、少子化対策及び子育て支援の充実強化を図るため、政令指定都市と他の市町村との県費補助率の格差を是正し、補助率を従来の2分の1に戻されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年7月2日

議会議長名

神奈川県知事 宛て